

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年5月21日(2020.5.21)

【公表番号】特表2019-513769(P2019-513769A)

【公表日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2019-020

【出願番号】特願2018-553392(P2018-553392)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/74	(2015.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)
A 6 1 K	38/20	(2006.01)
A 6 1 L	15/36	(2006.01)
A 6 1 L	15/44	(2006.01)
A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	9/12	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/74	A
A 6 1 K	35/74	D
A 6 1 K	9/06	
A 6 1 K	38/20	
A 6 1 L	15/36	1 0 0
A 6 1 L	15/44	1 0 0
A 6 1 K	9/70	
A 6 1 K	9/12	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 P	37/08	

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アトピー性皮膚炎を処置するための医薬組成物であって、前記医薬組成物は：  
生菌であり、かつドナー被験体の皮膚から単離された、アトピー性皮膚炎の処置に有効な量で存在する口ゼオモナス・ミュコーサの少なくとも1つの株と；  
薬学的に許容可能な担体と  
を含む、医薬組成物。

【請求項2】

前記ドナー被験体はアトピー性皮膚炎を有していない、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記医薬組成物は局所剤形で製剤化される、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記医薬組成物は、クリーム、ゲル、膏薬、発泡体、軟膏、および液体から選択される

局所剤形で製剤化される、請求項 1 - 3 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 5】

前記ロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株は、 $10^4 - 10^{12}$  のコロニー形成単位の量で存在する、請求項 1 - 4 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記ロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株は精製される、請求項 1 - 5 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 7】

前記ロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株は、黄色ブドウ球菌を減少させるのに十分な量で存在する、請求項 1 - 6 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記ロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株は、ロゼオモナス・ミュコーサの最大 5 つの株を含む、請求項 1 - 7 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記ロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株は、ロゼオモナス・ミュコーサの最大 3 つの株を含む、請求項 1 - 7 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記薬学的に許容可能な担体はスクロースを含む、請求項 1 - 9 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記薬学的に許容可能な担体はスクロースである、請求項 1 - 9 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 12】

アトピー性皮膚炎の局所処置のための製剤に使用するための、請求項 1 - 11 のいずれか 1 つに記載の医薬組成物。

【請求項 13】

アトピー性皮膚炎を処置するためのキットであって、前記キットは：

医薬組成物を含む第 1 の容器であって、ここで、前記医薬組成物は、アトピー性皮膚炎の処置に有効な量で存在するロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株を含み、ここで、前記ロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株は、生菌であり、かつドナー被験体の皮膚から単離される、第 1 の容器と；

薬学的に許容可能な担体を含む第 2 の容器と  
を含む、キット。

【請求項 14】

前記医薬組成物は凍結乾燥される、請求項 1 3 に記載のキット。

【請求項 15】

前記第 2 の容器の前記薬学的に許容可能な担体は、クリーム、ゲル、膏薬、発泡体、軟膏、あるいは液体を含む、請求項 1 3 あるいは 1 4 に記載のキット。

【請求項 16】

前記液体は水である、請求項 1 5 に記載のキット。

【請求項 17】

前記ロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株は、 $10^4 - 10^{12}$  のコロニー形成単位の総量で医薬組成物中に存在する、請求項 1 3 - 1 6 のいずれか 1 つに記載のキット。

【請求項 18】

前記ロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株は、ロゼオモナス・ミュコーサの最大 5 つの株を含む、請求項 1 3 - 1 7 のいずれか 1 つに記載のキット。

【請求項 19】

前記ロゼオモナス・ミュコーサの少なくとも 1 つの株は、ロゼオモナス・ミュコーサの最大 3 つの株を含む、請求項 1 3 - 1 7 のいずれか 1 つに記載のキット。